

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、質の高い教育・保育が求められています。

多様化するニーズに対応するとともに、質の高い教育・保育が確保されるよう、必要な支援を行います。

【1 就学前教育^{※1}の充実】

- 乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着させる取組等を推進します。
- 乳幼児期の発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等指導資料の普及・啓発を図り、区市町村や学校法人等と連携して、都内の幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い就学前教育を推進します。
- 都内の3歳から5歳までの就学前児童の約5割が幼稚園に就園し、うち私立幼稚園に在園する園児の割合は約9割を占めています。建学の精神に基づく様々な特色ある教育活動を行っており、量・質ともに重要な役割を担う私立幼稚園に対し、教育条件の維持向上等を目的とした支援をはじめ、預かり保育に対する支援、保護者の経済的負担の軽減を目的とした支援を行います。

【2 保育サービスの充実】

(量の拡充)

- 平成31年度末までの待機児童解消に向け、地域の実情に応じて様々な保育サービスを組み合わせ、拡充を進める区市町村や事業者を支援していきます。【中間見直しにおいて更新】

〈保育サービスの整備目標〉 各年4月1日現在の対前年の利用児童増加数

平成28 (2016) 年	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年	平成31 (2019) 年	平成32 (2020) 年
(14,192人)	(16,003人)	18,000人	21,000人	21,000人

〈必要となる保育士数〉 30,000人

(多様なニーズへの対応)

- 都市化の進展や核家族化、ライフスタイルや就労形態の多様化に対応するため、延長保育や夜間保育、病児保育など、ニーズに応じた様々な保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援していきます。

(質の確保及び向上)

- 子供のより良い育ちに資するため、保護者に対する支援や、良質な保育環境の提供が必要です。
- そのため、特に配慮が必要な子供の保育に対する支援や、第三者評価の受審促進、区市町村と連携した効果的な指導監督を行います。また、保護者支援や配慮が必要な子供への保育力の強化など、保育従事者の資質の向上に必要な研修を受講できる環境を整えます。

- 子供の安全を守るため、保育事業者に対し、事故防止の徹底と事故発生時の速やかな報告を求めるとともに、区市町村とも連携しながら事故防止に取り組んでいきます。

【3 認定こども園の充実】

- 区市町村における設置計画を基本とした目標設置数を設定し、区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援します。

〈認定こども園の目標設置数〉 各年4月1日

平成30 (2018) 年	平成31 (2019) 年
139か所	154か所

【4 就学前教育と小学校教育との円滑な接続】

- 幼児が生きる力^{*2}の基礎を身に付け、小学校入学後の学習や集団生活に適応できるよう、「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育プログラム」の活用を促進するとともに、保育者や小学校教員を対象とした研修会等を開催するなど、区市町村や学校法人等と連携して就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。

*1 就学前教育：幼稚園、保育施設及び認定こども園における小学校就学前の子供に対する教育。本計画においては、乳幼児期における家庭教育を包含

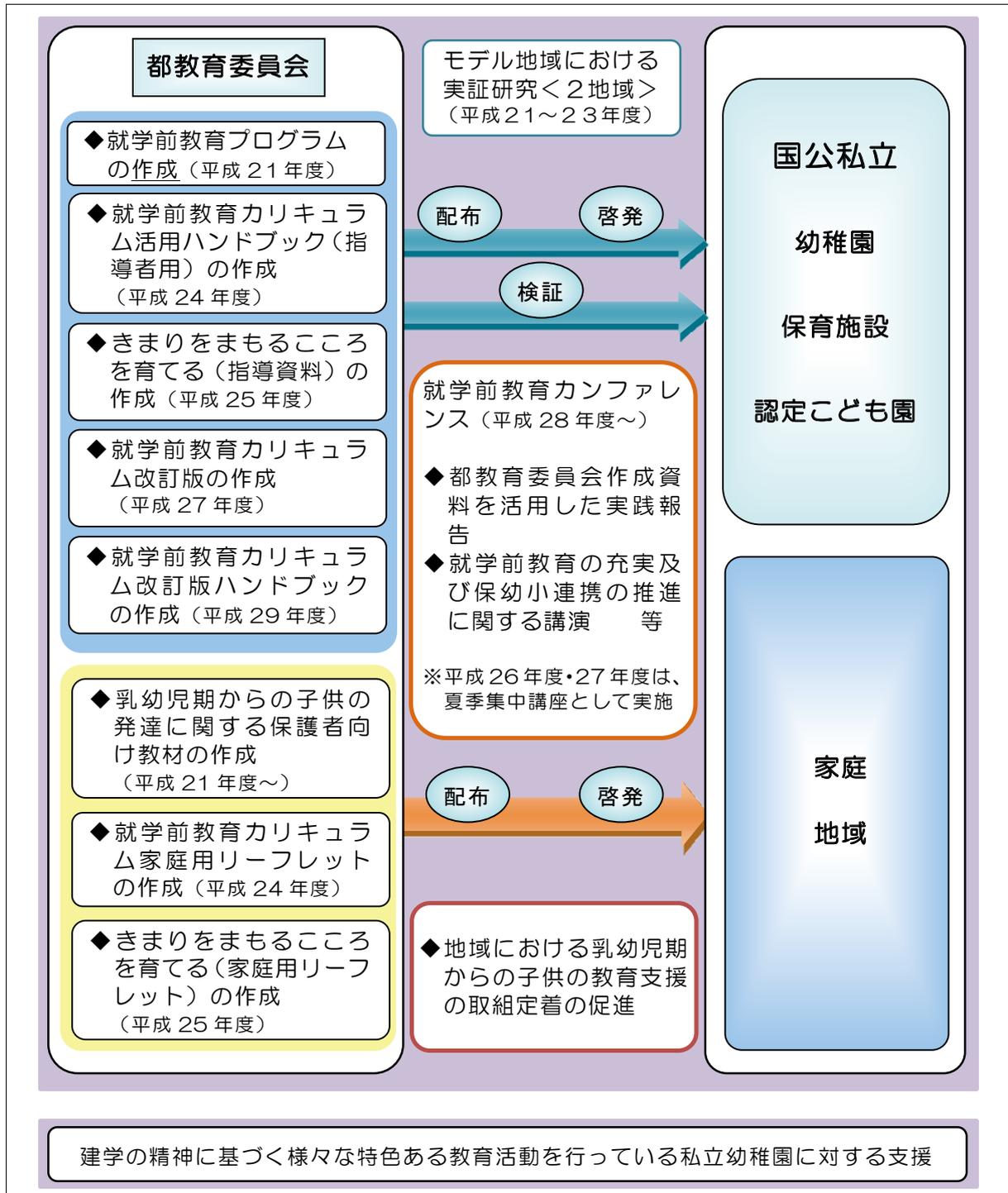
*2 生きる力：変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力



目標2 【1 就学前教育の充実】

乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着する取組や、幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い就学前教育を推進します。

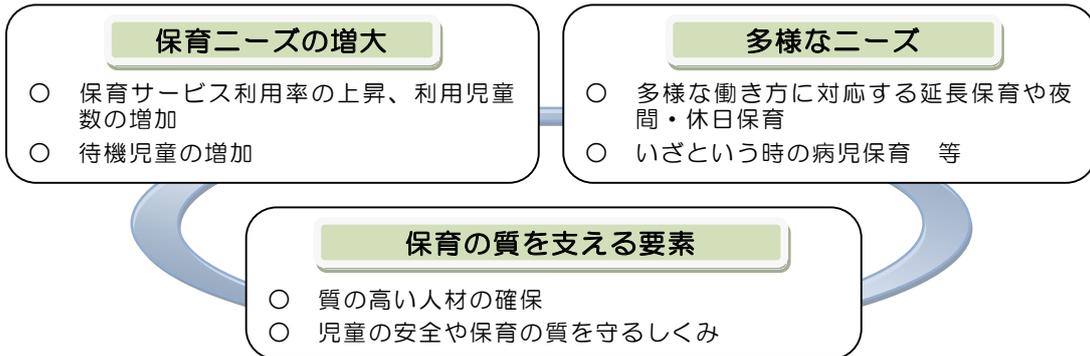
第3章 子供・子育て支援施策の具体的な展開



目標2 【2 保育サービスの充実】

誰もが必要な保育サービスを利用できるよう、多様な保育ニーズに対応する質の確保された保育サービスの拡充を促進します。

〈保育ニーズの状況〉



待機児童解消の取組

～平成31年度末(32,4.1)までに待機児童を解消～

H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)
18,000	21,000	21,000

※必要保育士数 30,000人

◆量的拡充を支援◆

- 施設整備の支援
 - ・ 保育所等の整備費に係る区市町村や事業者の負担を軽減するとともに、建築資材等の高騰に対応するため「高騰加算」を上乗せ
- 用地確保の支援
 - ・ 都有地の減額貸付や、国有地及び民有地の借地料補助等

多様なニーズへの対応

◆多様な保育サービスの整備を支援◆

- 延長保育や夜間保育などの大都市ニーズや、比較的短時間の保育サービスを定期的に活用するパートタイム労働者等への対応
- 一時的に保育を必要とする方のための一時預かりや、病児保育ニーズへの対応
- パートタイム労働者等を対象とした都独自の定期利用保育を引き続き実施
- 子育て推進交付金や保育サービス推進事業など、都独自の取組により、地域の実情に応じて多様な保育サービスの拡充に取り組む区市町村や事業者を支援。

保育の質の確保

◆保育の質の維持・向上にむけた取組◆

- 第三者評価の受審促進
 - ・ 第三者評価の受審に要する経費を引き続き支援することなどにより、受審を促進
- 情報公表
 - ・ 認可・確認情報の適切な公表
- 質の向上
 - ・ アレルギー児や障害児など、特に配慮が必要な児童への保育に取り組む施設を支援
- 指導検査や事故時の対応
 - ・ 区市町村と連携した効果的な指導監督を実施
 - ・ 事故発生時の報告と再発防止策の徹底

人材の確保

◆保育人材の確保・定着◆

- 資格取得支援と、就職・定着支援
 - ・ 保育士資格取得に要する費用を補助
 - ・ 就職支援と就職後のフォローや就職相談会の実施、宿舍借り上げ支援などを実施

◆保育人材の資質向上◆

- 研修の実施
 - ・ 認可外保育施設に対する研修の実施や、区市町村等が行う研修に係る経費を補助
- キャリアパスの実施に向けた支援
 - ・ 職責等に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援

目標2 【3 認定こども園の充実】

都は、新制度の実施主体である区市町村が、地域の実情に応じて認定こども園を含む教育・保育施設の整備に取り組めるように支援を行っていきます。

認定こども園の特徴

幼児教育・保育の一体的提供
一つの施設が幼稚園機能と保育所機能を有しているため、保護者の就労状況が変化しても、引き続き同一施設の利用が可能

地域における子育て支援機能
すべての子育て家庭を対象に、育児相談や、一時預かりなど、子育て支援を実施

認定こども園の整備

開設準備費補助

国の補助制度に加えて、国の補助制度の対象にならない地方裁量型認定こども園等についても、都独自に施設整備費補助を実施

移行施設の取扱い

保育所や幼稚園が認定こども園への移行を希望する場合には、計画数にかかわらず、基準を満たしていれば原則認可・認定

〈区市町村における設置計画を基本とした目標設置数（各年4月1日）〉

	平成30(2018)年	平成31(2019)年
幼保連携型	46か所	60か所
幼稚園型	42か所	42か所
保育所型	43か所	44か所
地方裁量型	8か所	8か所
合計	139か所	154か所

保育教諭

確保

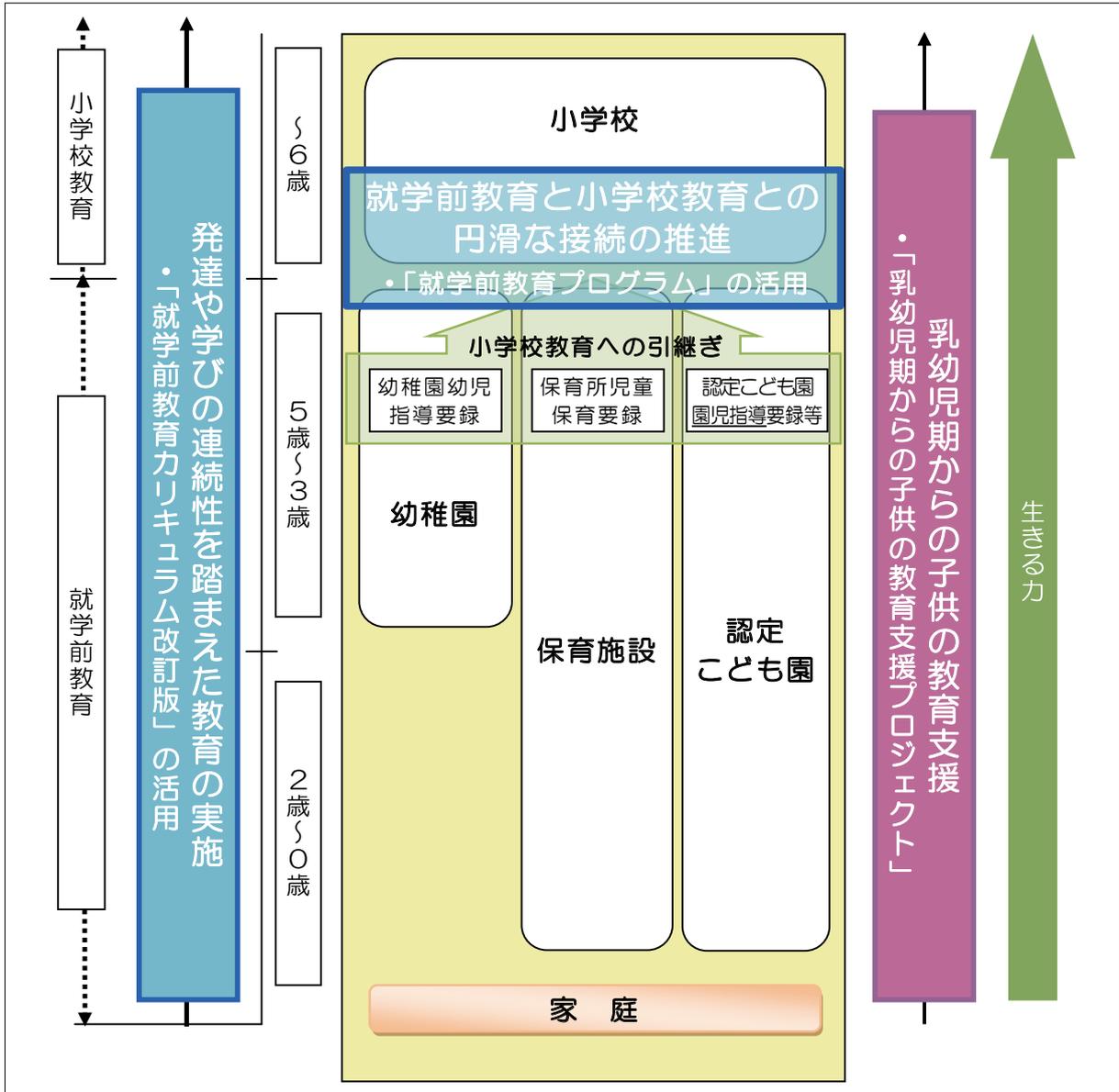
幼保連携型認定こども園は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する保育教諭が教育・保育を提供する。そこで、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を活用した資格取得を支援する区市町村への補助の実施などにより、保育教諭の確保等を図っていく。

資質の向上

質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携しながら推進する。

目標 2 【4 就学前教育と小学校教育との連携】

「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育プログラム」を活用する等就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。



第3章

子供・子育て支援施策の具体的な展開

《目標2 施策の体系》

(1) 就学前教育の充実

- 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実
- 乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト
- 子供の読書活動の推進
- 私立幼稚園等への助成
- 私立幼稚園等における預かり保育の充実
- 私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援
- 公立幼稚園における預かり保育の充実

(2) 保育サービスの充実

- 保育サービスの拡充（認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育）
- 子育て推進交付金
- 〈保育サービスの拡充〉 認可保育所
- 〈保育サービスの拡充〉 認証保育所
- 〈保育サービスの拡充〉 認定こども園
- 〈保育サービスの拡充〉 定期利用保育事業
- ※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充
- 〈保育サービスの拡充〉 家庭的保育事業
- 〈保育サービスの拡充〉 小規模保育事業
- 〈保育サービスの拡充〉 居宅訪問型保育事業
- 〈保育サービスの拡充〉 事業所内保育事業
- 〈保育サービスの拡充〉 企業主導型保育事業
- 企業による保育施設設置支援事業
- ベビーシッター利用支援事業
- 認可外保育施設利用支援事業
- 緊急1歳児受入事業
- 待機児童解消区市町村支援事業
- 保育環境改善等事業
- 保育所等用地確保の支援
- 民有地マッチング事業
- 福祉インフラ民有地マッチング協議会
- とうきょう保育ほうれんそう
- 民有地を活用した保育所等整備促進税制
- 認証保育所に対する減免
- 子供家庭支援区市町村包括補助事業（先駆的事业・選択事業・一般事業）（再掲）
- 夜間保育事業
- 延長保育事業
- 休日保育事業
- 病児保育事業の充実
- 医療的ケア児への支援〈子供家庭支援区市町村包括補助及び国の交付金〉
- 送迎保育ステーション事業〈子供家庭支援区市町村包括補助〉
- 都庁内に地域に開放した保育施設の設置
- 保育の質の確保
- 保育所等における児童の安全対策強化事業〈子供家庭支援区市町村包括補助〉
- 保育サービス推進事業及び保育力強化事業
- 保育人材の確保及び定着支援
- 保育士等キャリアアップ研修支援事業
- 都立病院・公社病院における病児・病後児保育事業の実施
- 森と自然を活用した保育等の推進

(3) 認定こども園の充実

- 認定こども園の設置支援
- 保育教諭の確保

(4) 就学前教育と小学校教育との連携

- 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実（再掲）

目標 2 「乳幼児期における教育・保育の充実」の事業一覧

(1) 就学前教育の充実

◆…中間見直しにおいて追加した事業
 ☆…2020実行プラン事業

64	小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実	教育庁
<p>認定こども園、幼稚園及び保育施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図る。このことにより、認定こども園、幼稚園及び保育施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進する。</p>		
65	☆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト	教育庁
<p>子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性をすべての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施する。</p>		
66	子供の読書活動の推進	教育庁
<p>児童・生徒の成長段階に合わせた読書活動推進のための取組及び読書活動の基盤づくりのための取組等を行う。また、関係機関と連携し、公立学校のほか、私立学校や児童福祉施設への情報提供も進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児が読書を好きになり、身近に感じることができるよう、絵本の読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性についての啓発 ○ 小・中学生が目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書の実施方法の工夫や異年齢・異校種間での読み聞かせによる交流等を進めるための区市町村への支援 ○ 高校生等が課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業における調べ学習等の指導の推進や、読書の幅を広げ読解力を向上させるための多様なジャンルのおすすめ本の紹介等 ○ 障害のある児童・生徒が読書に親しむことができるよう、読み聞かせ等の工夫やIT機器活用等の指導、多様な指導事例の紹介等 ○ 読書環境の充実のための学校図書館のリニューアル事例の紹介や人材育成の支援等 		
67	私立幼稚園等への助成	生活文化局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進する。 ○ 私立幼稚園等施設型給付費負担金 新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図る。 ○ 私立幼稚園等特色教育等推進補助 新制度に移行する私立幼稚園等に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助する。 		
68	☆私立幼稚園等における預かり保育の充実	生活文化局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助する。 ○ 私立幼稚園等一時預かり事業費補助 新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。 また、就労家庭の教育ニーズに対応するため、預かり保育の長時間、通年化、小規模保育施設との連携による卒園児受入れ、2歳児の定期利用に取り組む私立幼稚園を「TOKYO子育て応援幼稚園」として都が独自に支援を行う。 		

69	私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援	生活文化局
<p>○ 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。</p>		
70	☆公立幼稚園における預かり保育の充実	教育庁
<p>新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。</p>		

(2) 保育サービスの充実

71	保育サービスの拡充（認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育）	福祉保健局
<p>地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービス拡充に取り組む区市町村を支援していく。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 認可保育所 保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設 ○ 認証保育所 東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設 ○ 認定こども園 就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設 ○ 家庭的保育事業 家庭的保育者がその居宅等において、利用定員5人以下で保育を行う事業 ○ 小規模保育事業 定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業 ○ 居宅訪問型保育事業 家庭的保育者が、乳児または幼児の居宅において保育を行う事業 ○ 事業所内保育事業 事業主が、従業員及び地域の児童のために保育を行う事業 ○ 企業主導型保育事業 国の助成を受けて、企業が主として従業員のために保育を行う事業（地域の児童も受け入れ可能） ○ 定期利用保育 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育するサービス <p>■事業目標（平成32年4月時点） 保育サービス利用児童数 60,000人増（平成29年度を含む）【中間見直しにおいて更新】</p>		
72	子育て推進交付金	福祉保健局
<p>子育て支援の主体である市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう、すべての子どもと子育て家庭を対象とした支援を充実。</p>		
73	☆〈保育サービスの拡充〉認可保育所	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの施設整備に要する費用を補助することにより、保育所の設置等を促進する。 ○ 賃貸物件を用いた保育所を新たに整備する場合の改修費等及び賃借料を補助することにより、保育所の設置を促進する。 		
74	☆〈保育サービスの拡充〉認証保育所	福祉保健局
<p>大都市特性に合わせた都独自の基準を満たし、都が認証した認可外保育施設に対して、運営費、修繕費及び開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認証保育所の設置促進の取組を支援する。</p>		

75	☆〈保育サービスの拡充〉認定こども園	福祉保健局 生活文化局
開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。		
76	☆〈保育サービスの拡充〉定期利用保育事業 ※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充	福祉保健局
認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育事業等を活用し、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を引き続き実施していく。		
77	☆〈保育サービスの拡充〉家庭的保育事業	福祉保健局
区市町村が認可する家庭的保育事業を活用した区市町村による保育サービス拡充の取組を支援するとともに、都独自の家庭的保育事業に取り組む区市町村を引き続き支援することにより、家庭的保育事業の拡充を促進する。		
78	☆〈保育サービスの拡充〉小規模保育事業	福祉保健局
開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による小規模保育事業を活用した保育サービス拡充の取組を支援する。		
79	〈保育サービスの拡充〉居宅訪問型保育事業	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村が認可する居宅訪問型保育事業を活用した区市町村による保育サービス拡充の取組を支援する。 ○ 保護者の負担軽減を図るため、保護者の実費負担となっている保育者の交通費等の一部を補助する。(子供家庭支援区市町村包括補助事業) 		
80	☆〈保育サービスの拡充〉事業所内保育事業	福祉保健局
開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による事業所内保育事業を活用した保育サービス拡充の取組を支援する。		
81	◆☆〈保育サービスの拡充〉企業主導型保育事業	産業労働局 福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業主導型保育施設の設置を促進するため、開設にあたり国の助成の対象とならない備品等の購入経費を支援するとともに、ウェブサイトを活用し、企業間の共同利用を支援する。 ○ 企業主導型保育の地域枠の確保・拡大を図るため、地域枠分について、保育士等の処遇改善に向けた取組を支援する。 		
82	◆☆企業による保育施設設置支援事業	産業労働局
必要な人材を確保するため、育児中の女性等の活用を考える企業に対し、企業内の保育施設設置に関する普及啓発を行うとともに、相談に対応する。		
83	◆☆ベビーシッター利用支援事業	福祉保健局
保育認定を受けたにもかかわらず、保育所等の保育サービスを利用できずに養育する乳幼児が待機児童となっている保護者又は育児休業を1年間取得した保護者が、入所決定までの間、就労のために認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を支援する。		
84	◆☆認可外保育施設利用支援事業	福祉保健局
認可外保育施設を利用する保護者の負担軽減を図るため、利用料の一部を補助する区市町村を支援し、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進及び質の向上を図る。		
85	◆☆緊急1歳児受入事業	福祉保健局
待機児童が多い1歳児を、新設の認可保育所の空き定員や余裕スペース等を活用して、緊急的に受け入れる区市町村を支援する。		
86	☆待機児童解消区市町村支援事業	福祉保健局
保育所等の整備費に係る区市町村や事業者の負担を軽減するとともに、建築資材等の高騰に対応するため、国の整備費補助の補助基準額に「高騰加算」を上乗せし、待機児童解消に向けた区市町村の取組を支援する。		

87	◆保育環境改善等事業	福祉保健局
駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所等の設置や障害児を受け入れるための改修等により、待機児童の解消を図る区市町村を支援する。		
88	☆保育所等用地確保の支援	福祉保健局
<p>所有地の減額貸付や、定期借地権設定に際して授受される一時金への補助、国有地や民有地を借り受ける場合の土地借料補助などにより、保育所等の整備を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 定期借地権設定時に必要な一時金の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援する。 ○ 借地を活用した認可保育所等設置支援事業 国有地又は民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援する。都内の地価高騰に対応するため、借地料補助の上限額及び都の負担割合を引き上げ、区市町村と事業者の負担を軽減する。 		
89	◆☆民有地マッチング事業	福祉保健局
民有地や空き家等を活用した認可保育所や小規模保育等の整備を進めるため、不動産事業者等と連携して物件確保に取り組む区市町村を支援する。		
90	◆福祉インフラ民有地マッチング協議会	福祉保健局
不動産情報を有する業界団体や金融機関、東京都で構成する福祉インフラ民有地マッチング協議会において、物件情報の共有方法や保育所等の施設整備に係る情報提供方法などについて協議を行い、民有地や空き家等を活用した保育所等の整備を進める。		
91	◆とうきょう保育ほうれんそう	福祉保健局
<p>所有地を活用した保育所の整備を推進するため、民間保育事業者等からの所有地に関する照会や提案などを受け付け、関係部局及び区市町村に情報提供する。</p> <p>*ほうれんそう：「方法のアドバイス（ほう）」、「連携（れん）」、「相談（そう）」の頭文字をとったもの。</p>		
92	◆☆民有地を活用した保育所等整備促進税制	主税局
待機児童の解消に向け、民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、23区内において、保育所等のために有料で貸し付けられた土地のうち、要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を減免する。		
93	◆認証保育所に対する減免	主税局
認証保育所の設置を税制面から支援し、児童福祉の増進を図るため、その事業者に課する不動産取得税、固定資産税・都市計画税（23区内）及び事業所税（23区内）を減免する。		
再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (先駆的事业・選択事業・一般事業)	福祉保健局
(*NO.1参照)		
94	夜間保育事業	福祉保健局
保護者の就労等の事情により、夜間（おおよそ午後10時まで）のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援する。		
95	延長保育事業	福祉保健局
保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援する。		
96	休日保育事業	福祉保健局
保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援する。		

97	☆病児保育事業の充実	福祉保健局
<p>○ 病中又は病気の回復期等にあつて、集団保育が困難な保育所在籍児童等を、保護者の勤務の都合等により家庭で育児ができない場合に、保育所や病院等の専用スペース等において一時的に預かり保育を行う区市町村を支援する。</p> <p>○ 病児・病後児保育施設の人材とノウハウを活用した地域の保育所等の職員に対する技術支援や利用者に病児のケアに関する情報提供を行う取組、保育所や自宅で児童が発症した際のお迎えサービスの実施、駅近郊の施設による自治体間の広域利用など、病児・病後児保育の充実に取り組む区市町村を支援する。</p> <p>■事業目標（31年度） 160か所</p>		
98	◆☆医療的ケア児への支援 〈子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金〉	福祉保健局
<p>医療的ケア児を受け入れる保育所等への看護師の派遣や、医療的ケアを行う看護師、保健師、又は助産師を保育所等に配置する区市町村を支援する。</p>		
99	◆☆送迎保育ステーション事業〈子供家庭支援区市町村包括補助事業〉	福祉保健局
<p>自宅から遠距離にある保育所でも通えるよう、保護者にとって利便性のよい保育所等に送迎ステーションを設置し、バス等により児童の送迎を行う区市町村を支援する。</p>		
100	都庁内に地域に開放した保育施設の設定	関係各局
<p>民間事業者等に対して、地域に開放した事業所内保育施設の設定を一層促進するため、平成28年度に都自らがシンボリックな事業として、都内でも最大級の事業所である都庁内に保育施設を設置する（平成28年10月設置済み）。</p>		
101	保育の質の確保	福祉保健局
<p>○ 保育所等における保育の提供体制や事故防止対策等について、事業者から運営状況等の報告を求めるとともに、区市町村と連携した効果的な指導監督を行うことにより、適正な施設運営及びサービスの質の確保を図る。</p> <p>○ 質を確保するため、各施設及び事業における自己評価や第三者評価の実施を促していく。</p> <p>○ 区市町村による保育従事職員に対する研修受講促進の取組を支援していく。</p> <p>○ 認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用した運営指導を行う。また、認証保育所の施設長及び中堅保育士を対象とした研修や、家庭的保育者研修、認可外保育施設に従事する職員を対象としたテーマ別研修を実施。</p> <p>○ 認可外保育施設における事故防止、安全対策の強化のため、施設の巡回指導等を行う。</p> <p>○ 保育所、認定こども園等における保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、睡眠中等の重大事故が発生しやすい場面や各基準の遵守状況等に関する巡回支援・指導を行う区市町村を支援する。</p> <p>○ 認証保育所へ移行する認可外保育施設に対して、運営費や改修費の一部を補助することにより、認可外保育施設の保育の質を確保するとともに、待機児童解消に向けた受け皿の拡大を図る区市町村を支援する。</p>		
102	◆☆保育所等における児童の安全対策強化事業 〈子供家庭支援区市町村包括補助事業〉	福祉保健局
<p>ベビーセンサー等の設備の導入を支援することにより、児童の安全対策を一層強化するとともに、保育従事職員の心理的な負担軽減を図る区市町村を支援する。</p>		
103	☆保育サービス推進事業及び保育力強化事業	福祉保健局
<p>アレルギー児対応や育児困難家庭への支援などの特別保育や、障害児保育、地域子育て支援など、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する。</p>		

104	☆保育人材の確保及び定着支援	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士有資格者に対する就職支援研修及び就職相談会の一体的な実施や、保育人材コーディネーターによる就職支援及び就職後のフォローアップを行うことにより、保育人材の確保・定着を図る。 ○ 保育所等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、保育士の確保を図る。 ○ 指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付けることで、保育士の養成・確保を図る。 ○ 保育事業者等が保育従事者向けの宿舍を借り上げる際に要する経費の一部を補助することにより、保育人材の確保及び定着を図る。 ○ 保育従事者の職責に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援し、保育人材の確保及び定着を図る。 ○ 保育士を目指す高校生に対して、保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保を図る。 ○ 保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、保育人材の確保・定着を図る区市町村の取組を支援する。 ○ 保育士養成施設が行う、卒業予定者向け就職説明会やOBとの交流会等の取組を支援することにより、新卒者の保育施設等への就職を促進する。 ○ 保育所等の職員に対し、臨床心理士等による相談・助言等を行い、保育従事職員等の定着を図る区市町村を支援する。 ○ 認可保育所において、保育士資格を有しない者を保育に係る周辺業務に活用することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。 ○ 認可保育所等において、保育士資格を有しない短時間勤務の保育補助者を雇い上げることで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。 ○ 書類作成等の業務を支援するシステムを導入するなど、認可保育所等におけるICT化を推進することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。 		
105	◆保育士等キャリアアップ研修支援事業	福祉保健局
<p>技能・経験を積んだ職員に対する国の新たな処遇改善加算の要件となっている専門分野別研修等を実施する指定研修実施機関を支援する。</p>		
106	☆都立病院・公社病院における病児・病後児保育事業の実施	病院経営本部
<p>区市町村が行う病児・病後児保育を支援するため、小児科のある都立・公社病院において、区市町村のニーズを踏まえた上で、病児・病後児保育事業を実施する。</p>		
107	◆☆森と自然を活用した保育等の推進	福祉保健局 生活文化局
<p>森林・里山・緑地等の自然環境を活用した園外活動を実施する保育所等を支援することにより、保育等の質の向上を図るとともに、子供の「生きる力」を育む。</p>		

(3) 認定こども園の充実

108	☆認定こども園の設置支援	福祉保健局 生活文化局
<p>開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。</p> <p>幼稚園又は保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定する。</p>		
109	保育教諭の確保	福祉保健局 生活文化局
<p>保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許・資格併有者が、幼保連携型認定こども園に雇用（任用）されることに伴う任用職種である。幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、保育教諭の確保を図る。</p>		

(4) 就学前教育と小学校教育との連携

再掲	小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実	教育庁
(* NO.64参照)		

コラム④

「きらきら0年生応援プロジェクト」(北区)

～小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実と家庭の教育力の援助を目指して～

○ 北区では、0歳から中学校卒業までの子どもの育ちや学びの連続性を大切にし、子ども一人ひとりの成長の違いにも配慮した教育を推進しています。平成22年度より「きらきら0年生応援プロジェクトチーム」を創設し、就学前教育・保育の充実と家庭教育の支援を目指して、下記の事業を推進しています。

1. 区内の保育園・幼稚園の園児と小学生との交流活動の推進

園児が近隣の区立小学校で学校給食を体験したり、小学生と一緒に遊んだり、学校行事や授業を参観したりと、互恵性のある交流活動の計画と実施を推進しています。

(平成29年度の交流活動実施状況)

※近隣の保育園・幼稚園と1回以上交流した区立小学校 35校/35校
実施率100%

※近隣の区立小学校と1回以上交流した保育園・幼稚園 82園/89園
実施率 92% (89園は5歳児が在園している園数)

2. 小学校との連続性を踏まえた就学前教育・教育とスタートカリキュラムの充実

5歳児が在園する区内公私立の保育園・幼稚園の保育者と区立小学校の1年生担任を対象に下記の研修会を実施し、小学校への育ちと学びを見通した就学前教育・教育と幼児期の育ちと学びを踏まえた1年生のスタートカリキュラムの工夫を図ります。

(平成29年度の研修会実施状況)

研修会名	開始年度	開催数	研修内容	研修会参加校園数	参加延人数
5歳児・1年担任合同研修会	平成23年度	年3回	講義・実技研修 1年生の授業 参観	小学校35校/35校 保・幼68園/89園	59名 267名
4歳児担任研修会	平成25年度	年3回	講義・実技研修	保・幼71園/89園	248名
3歳児担任研修会	平成29年度	年1回	講義	保・幼65園/89園	92名

3. 園内研修を充実し、子どもの育ちと学びの連続性を大切にする保育の実践

5歳児が在園する区内公私立の保育園・幼稚園を対象に、コーディネーター派遣を希望する園を4～5名の保育コーディネーターで担当し、月1回(年10回)各園を訪問して保育観察と研究協議を通して保育を振り返る研修を行います。

(平成24～29年度までの6年間のコーディネーター派遣実施状況)

コーディネーター派遣実施園数 49園/89園 (49園の内2年連続派遣園12園)

4. 家庭の教育力の援助

(1) 平成26年度より、小学校入学を迎える5歳児保護者を対象に、入学に向けての子育て、放課後の子どもの居場所などの悩みや不安の軽減を図るために「北区小学校入学前子育てセミナー」を下記の内容で開催し、毎年200名前後の保護者が参加しています。

(2) 「家庭で体験させたい10の大切なこと」の取り組みの一環として、平成29年度より4・5歳児の保護者並びに幼児教育施設の保育者を対象とした「講演会」を開催しました。約120名の参加者からは次のような感想が多数あり、次年度以降も開催します。

- ・子どもの気持ちを受け止める。理解するように努める。子どものよいところを見つけてすぐほめる。頭ごなしに大人の言い分を押し付けない。大切なことを学びました。
- ・片付けを身に付けさせるコツがとても参考になりました。
- ・入学までに何を意識して生活していけばよいのか、よく分かりました。

第3章

子供・子育て支援施策の具体的な展開

